

令和2年度鮭川村オンライン化促進支援事業費補助金 【 応 募 要 領 】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、中小企業・小規模事業者等が在宅勤務や Web 商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象事業

中小企業・小規模事業者等が在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業

2 補助対象者

村内に住所を有する中小企業・小規模事業者等で、在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む者。

※ 本事業における中小企業・小規模事業者等とは、資本金又は従業員のうち、どちらか一方が次の表に該当する事業者です。

業 種	中小企業		小規模事業者等
	資 本 金	従 業 員	従業員
製造業、建設業、運輸業、 農林水産業等その他下記 以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	

※個人事業主も対象となりますが、性風俗産業、宗教法人、政治団体は対象外です。

※同一の事業について、国や県、市町村等が助成する他の補助金等と重複する事業は補助対象事業となりません。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補 助 率： 2/3
- (2) 補 助 上 限 額： 100万円
※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
- (3) 補助対象経費： 「テレワーク環境の整備」に係る下記の経費

○補助対象とする経費

経費区分	対象機器等
①機器等購入費 (各税抜10万円 未満)	パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話、ディスプレイ・モニター、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、VPNルーター、サーバおよびNAS、無線LAN機器（親機、子機）、Web会議用機器（カメラ・スピーカー・ヘッドセット）、リモートWOL装置
②ソフトウェア 購入費	導入型ソフトウェア（業務ソフトウェアに限る）

③委託費	ネットワーク構築作業費／VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費（研修費用・マニュアル作成費）
④賃借料 （事業期間分に限る）	パソコン等、上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤使用料 （事業期間分に限る）	コミュニケーションツール（会議システム、チャット、データ共有）利用料、管理ツール（勤怠管理、在籍管理、業務管理）利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア（ワークフロー、リモートワークアプリ）利用料

※ 原則として、汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費を除きますが、「テレワーク環境の整備」に関する経費については対象とします。

4 補助事業実施期間

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和2年12月11日（金）まで

5 応募手続き

(1) 応募受付先

鮭川村 産業振興課 林政商工係

(2) 応募期間

令和2年7月27日（月）から令和2年10月30日（金）＜上記受付先必着＞

(3) 提出書類【1部】

- ① 令和2年度鮭川村オンライン化促進支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② テレワーク環境整備計画書（様式第2号）
- ③ 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書（内容記載のあるもの）等）
- ④ 事業計画内容が確認できる書類
- ⑤ その他必要書類

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下の審査項目に基づき審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。

○審査項目

以下の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 「1. 補助対象事業」及び「2. 補助対象者」の要件に合致すること

(2) 結果の通知

認定結果は補助金交付決定通知書により通知します。

7 スケジュール（予定）・手続きの流れ

手続等	実施時期
応募受付	7月27日(月)～10月30日(金)の期間で随時受付
事業採択決定	申請書受付日から10日以内(目安)に決定
交付決定	受申請書付日から14日以内(目安)に決定通知書を送付
事業実施期間	交付決定日(※4月7日から可)～12月11日(金)
実績報告	事業完了後30日以内に報告書を村に提出
補助金額の確定/支払い	報告書受付日から30日以内(目安)

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払を原則とします。

9 その他

- (1) 補助事業実施期間は、交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和2年12月11日（金）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

お問い合わせ先

鮭川村 産業振興課 林政商工係

TEL 55-2111（内線253）

申請書等データは村ホームページからダウンロードできます。

<http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/>

※申請書は、もがみ北部商工会鮭川支部でも配布しております。